

岩手県監査委員告示第18号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和6年岩手県監査委員告示第39号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年4月8日

岩手県監査委員 五日市 王  
岩手県監査委員 川村 伸 浩  
岩手県監査委員 五味 克 仁  
岩手県監査委員 中野 玲 子

1(1) 監査対象機関名 ふるさと振興部ふるさと振興企画室

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和6年7月5日

イ 本監査実施日 令和6年8月21日

(3) 監査結果の公表の日 令和6年10月8日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものが1件、1,074,480円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	備品登録を行い、備品管理一覧表を整理した。 また、再発防止策として室内職員への事例の共有を行ったほか、委託事業の支出の際に添付することとしている「委託チェックシート（支出伺用）」に項目を追加し、事例を知らない担当者もチェックできるようにしている。

2(1) 監査対象機関名 岩手県先端科学技術研究センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和6年7月2日から同月31日まで

イ 本監査実施日 令和6年8月5日

(3) 監査結果の公表の日 令和6年10月8日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政財産使用料の調定に当たり、歳入科目を誤っているものが1件、556,308円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	令和6年度分は歳入科目について更正を行った。 また、行政財産における使用許可と貸付けの違いについて主管室課及び所内で改めて情報共有を図り職員による相互確認を徹底し、再発防止に努めている。